◆基本指数

			父	母
就労	月20日以上	月 155 時間以上	10	10
		月 120 時間以上 155 時間未満	9	9
		月 96 時間以上 120 時間未満	8	8
		月 64 時間以上 96 時間未満	7	7
	月16日～19日	月 155 時間以上	9	9
		月 120 時間以上 155 時間未満	8	8
		月 96 時間以上 120 時間未満	7	7
		月 64 時間以上 96 時間未満	6	6
	月16日未満	月 120 時間以上	7	7
		月 96 時間以上 120 時間未満	6	6
		月 64 時間以上 96 時間未満	5	5
妊娠・出産			9	9
疾病	入院		10	10
	常時病	自宅療養で常に病臥している	10	10
		通院加療を要し、保育が困難	9	9
		上記以外	8	8
障害	身体 1・2 級、療育Ⓐ・A、精神 1・2 級		10	10
	身体 3・4 級、療育Ⓑ・B、精神 3 級		9	9
	身体 5・6 級		8	8
同居親族の介護病院付添	常時保育が困難		8	8
	月 120 時間以上保育が困難		7	7
	月 64 時間以上保育が困難		6	6
別居親族の介護病院付添	月 120 時間以上保育が困難		6	6
	月 64 時間以上保育が困難		5	5
災害・復旧			10	10
求職（起業活動を含む）			3	3
就学（就労と同様）			－	－
虐待・ＤＶ			10	10

◆調整指数

加算指数	1	生活保護世帯	3
	2	ひとり親家庭（別居かつ離婚調停中（事実確認ができる書類の提出がある場合）を含む）	4
	3	上記2のうち、親族等と同居している場合	3
	4	主たる生計者の失業	2
	5	育児休業明けの入所	1
	6	申込児童の兄弟姉妹がすでに利用している（同一保育所等の利用を希望する場合に限り、申込児童が入所する時点で卒園予定の場合は除く）	2
	7	兄弟姉妹、同時入所（同一保育所等を希望している場合に限る）	1
	8	育児休業復職にあわせて入所申請したものの、継続して入所保留となり、復職している。	1
	9	前年度第１回目受付又は第２回目受付において入所申請（前年度２月１日～４月１日に出生した児童は今年度５月入所申請を含む）をしたものの、継続して入所保留となっているもの。	1
	10	多子世帯（同居している 18 歳未満の児童が３人以上いる）	1
	11	地域型保育事業の卒園児（連携施設）	2
	12	地域型保育事業の卒園児（連携施設以外）	1
	13	父母のいずれかが単身赴任等で別居している	1
	14	父母のいずれかが保育士・保育教諭として保育所等に勤務している（内定も含む。） ※町内認可保育所	3
	15	父母のいずれかが保育士・保育教諭として保育所等に勤務している（内定も含む。） ※町内認可外保育所	1
	16	多児妊娠による産前産後の入所	1
	17	申込児童および兄弟姉妹(未就学児に限る)が障害を有する（障害に係る手帳の交付を受けている場合に限る）	1
	18	児童福祉等の観点から特に配慮が必要と認められる場合	10～20

※1～4 は重複適用しない。
※14.15 は転園の場合、適用しない。
※18 は、児童ならびに家庭の保育状況に応じて、都度決定する。

減算指数	1	65 歳未満の同居者祖父母が「保育を必要とする事由」に該当しない場合（同居者には、同一世帯か否かにかかわらず、同一住所である者を含む）	−2
	2	町外在住者で、勤務地が町内の場合（転入予定者・在園児は除く）	−8
	3	町外在住者で、勤務地が町外の場合（転入予定者・在園児は除く）	−10
	4	保育料に滞納がある	−5
	5	入所可能園を辞退した場合	−1
	6	育児休業復帰に係る入所申請において、他の希望者を優先して選考しても構わない旨を申し出た場合	−9

基本指数		加算指数		減算指数		合計指数
	＋		＋		＝	

※基本指数は、父母のうち点数が低い方とする。